

## なぜ建造物では文化財の破壊を伴う耐震補強を推し進めるのか

富永 善啓 (文化財構造計画)

Why Promoting Seismic Reinforcement in Buildings Designated as Cultural Properties?

TOMINAGA Yoshiaki (Heritage Structure Engineering Design)

## なぜ建造物では文化財の破壊を伴う耐震補強を推し進めるのか

富永 善啓（文化財構造計画）

Why Promoting Seismic Reinforcement in Buildings Designated as Cultural Properties?

TOMINAGA Yoshiaki (Heritage Structure Engineering Design)

- 建造物／Building
- 文化財／Culture Property
- 耐震補強／Seismic Strengthening

### 1. はじめに

建造物以外の文化財の保存にかかわっている人々は、文化財建造物で行われている耐震補強をどのように見ているのだろうか。耐震補強の名の下に、文化財の仕様を変更し、部材に孔まで空けている。あろうことか外観や室内の見える所にまで補強を設置している。こんなものは許しがたいと心の中で思っている人は少なからずいるに違いない。

耐震補強を設計する私たちは、いつも悪者となるところから始まる。補強案を提示した時には、文化財保存の専門家が「補強で文化財を壊すつもりか」という怒りを抱いている様子が伝わってきていた。

そんなアウェイな状況にどう対処してきたのか。その答えはただひとつ「丁寧に説明する」のみである。建物がどんな状況にあるのか。どこから壊れそうなのか。どんな安全性を想定しているのか。なぜこの補強が必要な状況なのか。他にどんなことが考えられるのか。その文化財の何を守りたいのか。

丁寧に説明するとだんだん分かってもらえる。「どうもこいつらは、文化財のことを本気で守ろうとしているようだ」と。そのときやっと相手と向き合って、補強の話ができるようになる。

近年では事例も増えたためか、建造物関係の方にはまだ理解を得やすくなったように感じる。しかし、建造物から少し離れている文化財関係者から聞こえてくる声は、以前よく耳にした批判であることが多い。もちろん、それが誤解であることも知っている。

経験上から言うと、「補強はいらない」という人は、責任をもつ立場で安全について真剣に考えたことがない人である。「補強を入れるかどうかをあなたが決めてください」と依頼されたとき、それがいかに重い判断であるかに気づく。壊れたときの被害者に「補強はいらないと言ったのは私だ」と面と向かっていふ覚悟がないのであれば、それは言うべきではない。

「自分はあくまで文化財を守る立場であって、人を守ることは関係ない」。そう考えることも確かにできる。だが、それは「逃げ」でしかない。誰かが補強をした後で価値の欠失を嘆いても、もはや手遅れである。文化財を最もよく知り、保存に力を尽くす人自身こそが、文化財の保存と安全の確保を両立させるための判断を下すべきではないだろうか。

文化財建造物の耐震補強とは、間違いなく文化財破壊の罪を犯すことである。文化財を保存するために、その文化財と自分を傷つけ、痛みを感じ、罪を背負う。そこまでして、私たちは何を手に入れようとしているのだろう。その点を深く考えてみたい。

また、やむをえなく文化財に手を加えるにしても、その範囲は最小限としたい。では、その最小限とするためにはどうすればよいのだろうか。これまで文化財建造物の耐震補強を進める中で、考え実践してきたことを本稿にて述べたいと思う。

### 2. 耐震補強で何を守るのか

耐震補強の目的は、地震で文化財建造物が壊れないようにすることである。では、それは何のために

壊れないようにするのであろうか。まずその点から押さえていきたい。

### (1) 耐震補強の二つの目的

文化財建造物においての耐震補強の目的は二つある。ひとつは「文化財を守ること」。もうひとつは「人を守ること」である。

地震によって文化財建造物が倒壊すれば、屋根は落ち、壁は崩壊し、接合部は破損して部材が大きな被害を受ける。その場合、たとえ復旧できたとしても、文化財的価値の減少は避けられない。場合によっては、倒壊によって火災などの二次災害が生じることも考えられる。補強によって地震による被害を少しでも抑えることができれば、文化財の部材を守ることができ、修理費用も抑えることができる。

また建造物の倒壊は、周囲や内部にいる人を傷つけることにもつながる。地震によって倒壊まで至らなくても、天井のひとかけらや瓦一枚の落下によって人命は危険にさらされる。一度失った人命は取り戻すことはできないだけに、こちらもとても深刻な問題である。

耐震補強の目的には「文化財を守ること」と「人を守ること」の二つがあるが、建物が壊れないための耐震補強として一括りに扱われてしまうことが多く、あまりこの違いを深く意識されない場合が多い。しかし、補強の目的が違っている以上、補強によって目指す性能の目標も異なっているのである。

### (2) 目的による補強の考え方の違い

耐震補強には、地震から「文化財を守ること」と「人を守ること」の二つの目的があるが、それぞれの目的で補強に対する考え方が異なってくる。

まず、文化財の地震被害を減らすための補強は、どの程度の地震までは耐えなければならないといった制限はない。そのため、個々の文化財において被害を検討し、補強程度を設定することが可能である。

例えば、大地震に倒壊しないまで構造補強を行っては景観を損なってしまうので、地震の生じた場合にはある程度大きな被害も覚悟して補強を減らす、といった選択をすることができる。

一方で、人の安全を確保するということを考えるとき、文化財建造物であっても一般の建物と同様に使用されるのであれば、社会から要求される性能も基本的に一般の建物と同じである。文化財建造物であることを理由に耐震性能を下げた場合には、一般的の建物よりもあえて危険にすることになるので、人的損害が生じた場合の社会的リスクは非常に高い。

そのため、人の安全を考える際には、文化財的価値の保存を理由に、建物ごとで目標とする耐震性能を変更することは不可能である。

これまでの文化財修理においては、文化財としてどう残すかという価値観に基づき、技術的、経済的判断で対応することができた。「文化財を守る」ためだけの補強であれば、この考え方と同様の考え方ができた。ところが、「人を守る」ための耐震補強は、社会から求められる性能を考慮する必要があるため、文化財だけの価値観で決めるることはできない。その点こそが耐震補強がこれまでの修理と大きく異なる点である。そのため、補強案の是非を判断するには、その耐震補強が何を目的として設置されているのかを正確に把握しておかなければならない。

## 3. 耐震補強で得られるもの

耐震補強には二つの目的があり、地震から「文化財を守ること」と「人を守ること」であることを説明した。それでは、それぞれを守ることで得られるものは何なのか。また一方で、耐震補強によって失われるものとは何なのか。メリットとデメリットを比較することで、耐震補強の意味を考えたい。

### (1) 文化財を地震から守ることで得られるもの

文化財の破壊を防ぐのだから、それらの部材や建物などの物質的な文化財的価値が保存されることはいうまでもない。それだけでなく建物の被害が少ないことは、文化財の存在を守ることにもなる。

国や自治体から文化財に指定されている建物であれば、たとえ建物自体が倒壊し部材が破損していても、行政からの援助を受けながら復旧をすることができる可能性がある。しかし、文化財に指定されて

(4)  
る  
地  
化  
の  
る  
部  
密  
き  
も  
お  
こ  
は  
る  
ま  
も  
実  
と  
く  
じ  
と  
く  
じ

いない歴史的建造物の場合は、一度倒壊した建物は、経済的理由、建築法規的理由、利便性、事業性などから復旧することが難しくなる。

しかし、耐震補強によって地震被害が少なくなり、建物を継続して使用することができれば、建物が残る。壊れて残らないことから見れば、「耐震補強によって建物の存在が守られた」と言うこともできる。

また文化財建造物が地震で壊れないことは、建物に親しんでいる人の心を大きく支えることになる。地域に長く根付く建物は、その地域に住む人たちのアイデンティティーにもつながっているからである。

今回の熊本地震では熊本城が大きな被害を受けたが、その後の様子を見ていると熊本市民の熊本城に対する思い入れを強く感じる。ライトアップを復活させることができが復興のシンボルとなり、また被災した人の心を支えている。かろうじて隅の一筋だけ残った石垣も、東日本大震災の津波被害で残った一本杉のように、折れそうな心のよりどころとなっている。

このように耐震補強で文化財の被害を小さくすることは、文化財の存在自体の保存を行うことでもあり、文化財に関わる人々の心を支えることにもつながっているのである。

## (2) 人を地震から守ることで得られるもの

次に地震から人を守ることで得られるものは何であろうか。人命を失わないこと自体が補強で得られる大きなものであるが、得られるものはそれだけではない。人命が守られることは、建造物にとって「将来の歴史的価値を下げない」ことにつながっている。



図-1 熊本城天守

例えば、文化財建造物で人が亡くなった場合を想定しよう。その文化財建造物は修理をすれば、現状の姿に戻すことができる。しかし、「その建物の耐震性が低かったために人を殺してしまった」という痕跡を取り除くことはできない。この文化財は人を傷つけてしまったという負の痕跡とともに半永久的に保存されていくことになる。そのときこの文化財建造物は、地震前と同じように人々に愛してもらえるのであろうか。

人にどのような影響を与えようと建物自体は何も変わらないかもしれない。しかし、文化財の価値は人に認識されてはじめて価値が生じるものである。人を傷つけた建物の歴史が、見る人に悲しみを与えるのであれば、それは文化財の歴史的な価値が低下してしまったことになるのではないだろうか。

文化財が文化財として多くの人に愛されるために、人を傷つけない建物とする。このような将来考へうる歴史的価値の低下を防ぐことも、耐震補強によって得られるものといえるであろう。

## (3) 耐震補強で失われるもの

逆に補強によって失われるものは何であろうか。

文化財建造物が耐震補強の設置によって、物質的に失われるものがまず挙げられる。耐震補強によって部材を取り替えることや、補強の接合によって加工されることなどである。壁を合板耐力壁にする補強であれば、外観は同じようであっても、文化財としての当初の仕様が失われることになる。また、補強を有効に働かせるためには、構造材と釘やボルトで接合することが必要となり、部材を傷つけることになる。地下遺構がある場合には、耐震補強の基礎によってその遺構が破壊される可能性もある。

また補強が通常望見できる外観や内部空間に設置される場合、文化財建造物の意匠的な価値を損なうことになる。文化財建造物には、意匠的価値を高く評価されているものが多く、それらの特徴的な場所に補強を行うことで、文化財的価値を大きく低下させる恐れがある。

#### (4) 得られるものと失われるものの比較

ここまで耐震補強によって得られるものと失われるものを挙げた。耐震補強によって得られるものは、地震被害からの部材や人命の安全性のみならず、文化財自身の存在の保存や、将来の歴史的価値の低下の保護、住民のアイデンティティーの維持などであるのに対して、失うものは、補強によって失われる部材の一部と意匠に関わる価値であった。

文化財の保存とは、その価値を維持するために緻密に行われるものであり、わずかの損失も避けるべきことである。しかし、耐震補強によって得られるものが、文化財としての存在の維持であり、将来における価値の担保であり、人の命と心の保護であることを考えたとき、部分的な部材や意匠を失うことには、絶対にしてはいけないことなのだろうか。

我々の役割は、文化財を保存し未来の人々に伝えることである。補強による損失が限定的であるのであれば、耐震補強によって得られるメリットはとても大きく、その文化財における価値の本質をより確実に伝えることができると私は考えている。

構造補強は、文化財建造物にも設計者にも大きな痛みが伴う。だが、そこから得られるものが大きいと信じるからこそ、その痛みに耐えられるのである。

### 4. 最小限度の補強に至る観点と手順

耐震補強によって得られる意義が大きかったとしても、補強によって失われる文化財的価値の損失は最小限度としなければならない。

最小限度とするためには、適切な手順と観点の整理が大切である。手順の省略は情報不足につながり、補強を安全側に余裕を持たせざるを得ないことになってしまう。また耐震補強は、様々な観点からの判断が行われており、その観点の違いに気づかないことが耐震補強の議論を混乱させる原因のひとつだと考えている。それについて記述していきたい。

#### (1) 3つの観点からの判断

以前に、開放的で壁のない建築の耐震診断した結果、この建物は水平耐力が不足しており、床と天井

の間に壁やフレームなどの耐力要素の追加が必要という補強案が出た。そこで文化財の専門家からは、「見えない床下と小屋裏でしか補強をしてはいけない」という一方で、「人が傷つかない耐震性は必要だ」という。こちらは、その「人が傷つかない耐震性」を満たすためには、構造上そこに耐力要素が必要だと提示しているのである。補強位置か安全性かどちらかを譲ってもらわなければ、解決には至らない。

この話の問題点は、文化財的価値を優先するためには、違う観点からの必然性を把握できていないことがある。その観点についての説明を行う。

文化財建造物の構造検討では、次の3つの観点からの判断で行われている。

- ① 文化財的観点からの判断
- ② 物理的観点からの判断
- ③ 社会的観点からの判断

①は文化財として部材・空間の保存を目的とした観点からの判断である。②は建造物を構造物としてとらえ、物理的な観点からの判断である。③は、社会において使用される用途としての建造物ととらえる観点からの判断である。

先ほどの例で言えば、「床下と小屋裏でしか補強をしてはいけない」というのは、文化財的な観点からの判断であるし、「人命を損なわない耐震性」というのは社会的な判断である。人命を損なわないとどのような耐震性かというのは、社会の観念によって決まっている。また、そのためどのような補強が必要かというのは構造解析などの物理的現象から求められるので、物理的な観点から求められる。

社会的な判断と物理的な判断から求められた補強案に対して、文化財的な判断だけすべてを吹き飛ばすことはできない。文化財的な要望に添った中で、物理的に可能な案を考える必要がある。

補強案策定に問題が生じたときは、どの観点からの判断が最優先で、また他の観点で何ができるかといった観点ごとの整理が解決の近道となる。

文化財建造物の構造検討は、そのような3つの観点を意識した上で、適切な手順で進めることが重要

となる。

## (2) 耐震診断

耐震補強に至るためには、構造調査を含む耐震診断を行った後、耐震補強案の検討、補強の決定という手順を踏むことになる。

耐震診断は、まず構造調査を行って必要な情報を集めてから構造解析へと進む。調査が不足したままでは診断を進めると、その後の新たな情報によってそれまでの検討がすべて無駄になる可能性もある。過不足ない調査計画を立案することが大切である。

構造調査は主に物理的判断によって進められるが、文化財的価値を保存するために破壊調査は最小限とすることなどを行うといった文化財的判断や、試験体の数や結果の評価方法などは一般の建築に倣う面もあるため、社会的判断も必要となる。

構造調査には、どうしても破壊調査を伴うものが必要となる場合がある。文化財保護の観点からは、文化財を破壊する調査はできるだけ避けたい。しかし、そのものの物性が判明しなければ、その後のすべてが曖昧なものとなる。破壊調査を避けることでそのとき文化財が守れたとしても、診断も補強検討も曖昧な根拠に基づいていることで、多額の費用をかけて補強工事が終わったものの安心して使用できないということでは、補強をした意味がない。手戻りが生じないよう必要なものは必要と割り切り、破壊の痛みに耐えつつ調査を断行するしかない。

耐震診断は、手順として構造解析と安全性の確認の2段階に分かれる。構造解析は、構造調査の結果を基に行うが、構造解析はあくまで物理的・工学的な挙動を確認するものであり、安全性を判断するものではない。安全性の判断は、ある設定した地震力に対してその建物が倒壊に至っているかどうかの判断をすることである。

構造解析は物理的判断によって行われるものであり、安全性の確認は、同じ性能であっても社会のルールによって安全かどうかの判断が変化するため、社会的判断に基づくものとなる。

この過程において最も重要なことは、構造解析に

よって壊れ方を確認することだと考えている。どの部分がどう壊れるかが分かるからこそ、どう補強すべきかという考えにつながる。

また、診断法には様々な方法があるが、その選択は重要である。簡易な診断方法は、建物の構造要素を簡略化して考えるため、適用される建物の範囲がせまい。文化財建造物は個別性が高く、構造が特殊や複雑である場合が多いため、適切でない診断方法に基づいた耐震診断・補強が行われている事例も散見される。何が適切な評価かを物理的な視点でしっかり判断することが必要である。

## (3) 耐震補強案の策定

耐震補強案の策定は、耐震診断結果に基づいて行うが、これからが文化財的価値を損ねないための工夫が必要となる。ここから先も手順が重要となる。

- ① 必要な補強性能の把握
- ② 文化財的価値における優先順位の設定
- ③ 構造補強方針・コンセプトの策定
- ④ 構造補強の手法・ディテールの検討

構造補強とは、耐震診断によって性能が不足すると判断される部分を補う対策である。そのため、まずは耐震診断の結果に対して、どの程度の強度のものをどこに補うことで必要な性能を満たすことができるかを確認しなければならない。それによって文化財のどの部分に影響を与えるのかが確認できる。

次に補強の影響範囲を見た上で、この文化財での価値を考え、価値の優先順位を明確にする。もちろん文化財のすべてに価値があり、すべてを残したいとは思う。だが、耐震補強を行うためには、何かが犠牲にならざるをえない。文化財の価値を少しでも下げないために、優先的に守りたいものは何かをしっかりと理解しておかなければならぬ。

文化財価値の優先順位を定めた後には、構造補強の方針・コンセプトを定める。文化財のどんな価値を守るために、どこでどう補強するかの方針を定める。具体的な構造補強の手法やディテールはその方針に従って作成することになる。

実際の検討では文化財への影響を確認するために

具体的な手法まで想定しつつ補強方針を検討することになるが、ここで重要なことは、補強の方針より先に構造補強の手法を固定してはいけないということである。

例えば、すでに補強された事例を見て、「この補強と同様に」と補強手法を定めてもそれは適切ではない。建物の環境・構造・文化財的価値などの条件が異なるため、その補強された建物にとっては十分で最適な方法であっても、他の建物においてそれが十分で最適だとは限らないからである。手法を固定することによって「この補強しかない」と思い込み、発想が拡がらなくなってしまう可能性がある。

最適な補強を求めるためには、空間を保存するための補強手段はどうできるか、材料を保存するためにはどうかなどと、保存の方針を複数設定して検討することが必要である。

また、耐震補強を検討する際には、文化財的判断、物理的判断、社会的判断のすべてが必要となる。その際に自分がどの観点で判断をしているかを理解しておかなければならぬ。

文化財的な観点からの判断だけで補強を提案しても、補強手段が物理的に有効でないことや、その補強では必要な耐震性能に達せず、安全でないことが考えられる。補強の問題点や解決方法が、どの観点からのものであるかを判断し、その観点における対策を考えていくことが重要となる。

## 5. 文化財建造物の耐震補強の事例

前章において耐震補強の手順について述べた。本章では実際に文化財建造物に補強を行った重要文化財 日本聖公会奈良基督教会 親愛幼稚園舎の事例とともに、その検討過程を確認していきたい。

### (1) 建物の概要

親愛幼稚園舎は、興福寺境内の西隣に位置する日本聖公会奈良基督教会の敷地内に建つ建物で、大木吉太郎の設計によって昭和4年に建設された。当初は会館として設計されたが、現在は幼稚園として使用されている。教会とともに古社寺から着想を得た

諸要素がとりまとめられた近代和風建築である。

平成9年に登録有形文化財に登録され、平成26年に耐震補強工事が行われた。その後、奈良県指定文化財を経て、平成27年に重要文化財に指定された。

内部は4部屋に区切られて使用されているが、その間仕切りを開閉することができ、4室を大きな1室の空間として使用することができる。

### (2) 耐震診断

耐震診断に先駆けて、構造調査として、目視調査、実測・構造図作成、地盤調査が行われ、その結果を基に耐震診断が行われた。耐震診断の方法は、その当時登録有形文化財であったことから、(一財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法2012年版」精密診断法2の「限界耐力計算による方法」に従って検討を行った。

耐震診断の結果、梁間方向の耐震性能が著しく不足し、柱が折損する可能性があり、桁行方向でも柱の折損が予想された。耐力壁の偏在から偏心が生じており、南側の変形が大きいことが判明した。

### (3) 耐震補強案の検討

耐震診断結果を基に耐震補強案が検討された。文化財建造物であるため、補強案を最小限度とするために瓦の葺土の軽減が提案されたが、屋根瓦の状態はまだ健全で雨漏り等も生じていないため、現段階で屋根の重量軽減は行わない方針となった。幼稚園という安全に配慮が必要な用途で使用されているため、葺土がある状態でも一応倒壊しない評点1.0を満足させることとし、次に屋根の改修を行う場合に



図-2 重要文化財 日本聖公会奈良基督教会  
親愛幼稚園舎

は、葺土を除去することできさらに耐震性能を向上させ、より安全性を高めるという方針となった。

耐震補強案としては、

- ① 梁間方向の耐力要素の追加
- ② 柄行方向の土壁を合板耐力壁に置換
- ③ 柄と小屋組のせん断力伝達のための補強
- ④ 折損の可能性のある玄関部分の柱の補強
- ⑤ 耐力要素設置による基礎の追加

が主な補強項目である。

このうち、②の補強は意匠上見えないことと壁のすべてを置換するのではないことから、文化財の保存上問題ないと判断された。③、⑤も通常望見できるものではないため特に問題とはならなかった。④は内部から見えるため、極力目立たない納まりとした鋼板を用いた補強案で了承された。

問題は①の梁間方向の耐力要素の追加である。4室を開放できる構成であるため、現状で耐力壁がほとんどない。見えないように補強を設置することが困難であることから、次の3案の補強案を提示し協議を行った。

#### A 耐力壁の増設案

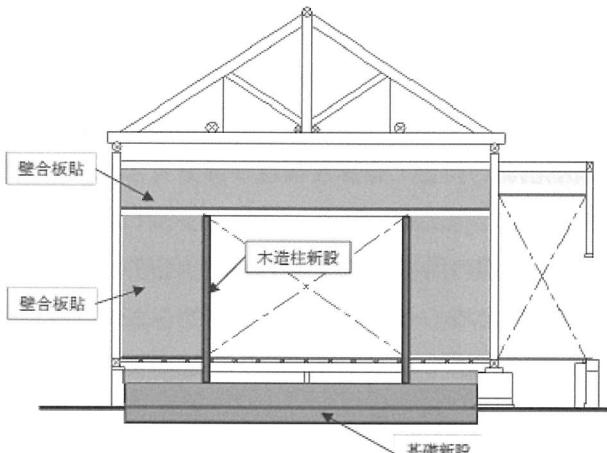
#### B 鉄骨フレームの設置案1

#### C 鉄骨フレームの設置案2

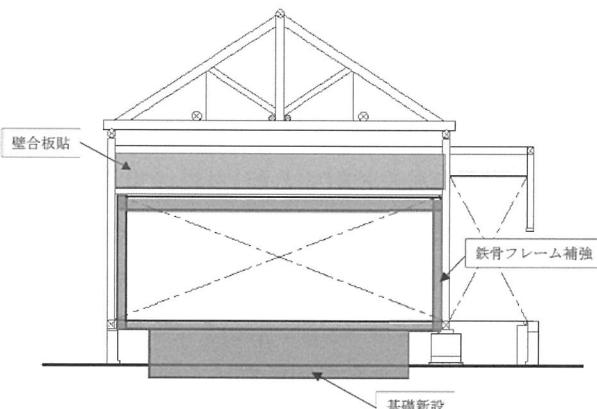
A案は、合板耐力壁を間仕切り位置の両側1/4幅で2通りに設置する案である。B案は、間仕切りの通りに鉄骨フレームを設置する案である。梁の高さは間仕切り位置の垂壁より下となる。C案は、梁を天井上の見えない位置まであげる案である。垂壁をかわすために間仕切りの通りから鉄骨のフレームをずらして設置する必要がある。B案とC案の違いは、鉄骨梁が室内から見えるかどうかということと、柱位置が間仕切り通りかどうかということであった。

これらの3案について比較検討を行った結果、次の点が補強案を定める上で重要となった。

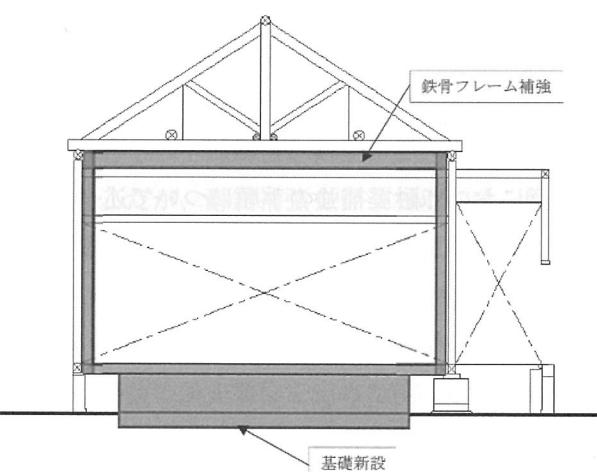
- ・4室が1室となる平面形式が歴史的価値として重要である。また現状でも年に数回は1室の大空間として使用をしている。
- ・柱が壁から離れた位置に単独で立っていると、



補強案A 耐力壁の増設案



補強案B 鉄骨フレームの設置案1  
(柱が壁真位置で梁が垂壁下)



補強案C 鉄骨フレームの設置案2  
(柱が壁真からずれ、梁が天井上)

図-3 親愛幼稚園舎の梁間補強案

園児が柱に衝突する恐れがある。

これらの理由によって、梁間方向の耐力要素の補強としてB案の補強案が採用された。

また、鉄骨補強の鉄骨を露出するかどうかも協議を行った結果、これも園児の安全性を考慮し鉄骨フレームを露出せず木材等で包み込むことになった。

#### (4) 補強案検討の観点について

上記のような協議を経て補強案が策定されたのだが、補強案策定において、様々な観点からの検討がなされている。その点を確認したい。

補強案として葺土除去による軽減が提案されたが、屋根の修理時期が到来していないため、今回は屋根工事を行わないことが前提となった。

安全性の設定であるが、これは社会的判断によっている。幼稚園という用途では、園児の安全性を考えると、文化財だからといって耐震性は最小限度でよいとは断言しにくく、より高い方が望ましい。そこで屋根に手を付けない今回の工事では必要最小限度の安全性を保持する補強とし、将来に屋根が傷み修理を行う際には葺土を除去し、さらに幼稚園の安全性を向上させるという判断となった。

次に4室が1室となる平面形式を重要視した点は、文化財的な観点からの判断による。文化財的判断では、本当は室内に補強を全く見せたくない。しかし、物理的判断によって耐力要素を付加しなければ、必要耐震性能を満たすことができない。必要耐震性能も、社会的判断によって変更することはできない。

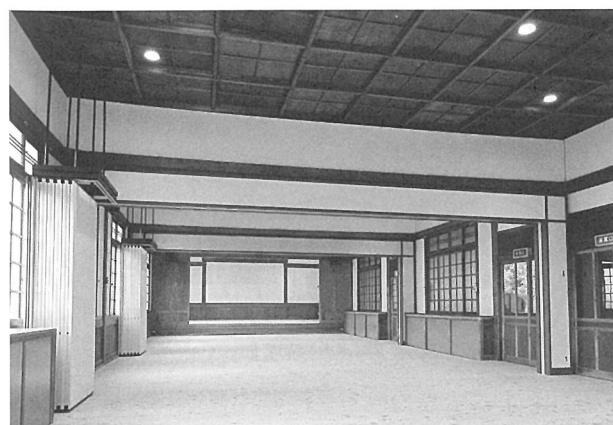


図-4 耐震補強後の内部空間

そのため、3案から文化財的に最適と判断されるB案を選択する結果となった。

また、B案の選択と鉄骨を木材で覆うという選択は、園児の安全を考慮して判断されている。これも社会的判断に基づくものとなる。デザインを現状の意匠に合わせたことは文化財的判断による。

このように文化財建造物の耐震補強の検討においては、文化財的観点、物理的観点、社会的観点の3つの観点からの判断を、さまざまな形で行いながら検討を進めている。

## 6. 最後に

ここに記述したことは、これまで数多くの文化財建造物の補強を行う中で、文化財を保存するために破壊するという葛藤の中において考えてきたことである。文化財と人の安全についての考え方は、他の文化財においても応用が可能かと考え、このテーマで本稿をまとめてみた。

現代社会においては、耐震性を有することが社会参加の条件となっており、当然のように耐震補強を行う流れとなっている。しかし、文化財に耐震補強を行うことは、間違いなく文化財を傷めることである。そこまでして何を得るかを真剣に考えなければ、一方では無意識に補強のための破壊を繰り返し、一方では補強による破壊を避けるために人と文化財を危険な状態に置くことになる。

文化財をそのままの形で守ることは、保存の観点において間違いなく正しい。だが、それだけで文化財の価値を将来に伝えるという私たちの役割を、適切に果たすことができるのでしょうか。

建造物では、文化財の価値の本質を伝えるためには、文化財の破壊を伴おうとも人を守る耐震補強が必要であると考えられている。では、遺跡においては文化財の価値をどう将来に残していくのであろうか。この度の熊本地震によって、保存のための課題はもう目の前に突きつけられている。遺跡の専門家の方には、この問題をかわすのではなく、勇気を持って真正面から向き合ってほしいと願っている。